

戸田市スポーツ大会出場選手助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市の生涯スポーツ振興を図るため、本市在住の競技者等が世界大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部として戸田市スポーツ大会出場選手助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付については、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

- 第2条 助成の対象者は、助成対象大会に出場する選手、監督、コーチ等で、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 戸田市内に住所を有し、戸田市体育協会又は埼玉県体育協会に所属していること。
- (2) 予選大会等の成績により選出されていること又は選考会等の成績により国、県及びこれに準ずる組織から推薦されていること。
- 2 監督及びコーチについては、大会規定等に定める者でそれぞれ1名までとする。

(助成対象大会)

- 第3条 助成金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催するもので、予選会から一貫の大会でなければならない。ただし、県などの選抜による出場の場合は、予選を経なくともよい。
- (1) 国際オリンピック委員会（IOC）
- (2) 国際オリンピック委員会（IOC）承認の国際競技連盟
- (3) 国及び文部科学省
- (4) 日本体育協会及び各都道府県体育協会
- (5) 各競技団体所属協会（連盟）の上部組織

(適用除外)

- 第4条 この助成金は、学校教育活動及び民間スポーツクラブ活動に関連する大会等で次に該当するものには適用しない。
- (1) 小学校記録会（陸上記録会、水泳記録会等）
- (2) 中学校体育大会（中体連等）

(3) 高等学校体育大会(高体連等)

(4) 大学、スポーツクラブ等の大会

(助成金交付額)

第5条 助成金の交付額は、次に掲げる額を基準とし、予算の範囲内で市長が定める。

大会種別	交付額(1人当たり)	備考
オリンピック大会	50,000円(定額)	※開催は国内外を問わない
世界大会	30,000円(定額)	国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟が主催する世界選手権大会及び世界選手権大会に準ずる大会 ※海外開催に限る ※国内開催の場合、交付額は国際大会の規定を準用する
国際大会	20,000円(定額)	上記世界大会以外の国際大会で、国際オリンピック委員会(IOC)承認の国際競技連盟が主催する大会 ※海外開催に限る ※国内開催の場合、交付額はその他国際大会の規定を準用する
その他国際大会	10,000円(定額)	上記国際大会以外の国際大会 ※海外開催に限る
国民体育大会及び全国大会	10,000円(定額)	予選会を勝ち抜き出場決定する全国規模の大会 ※県などの選抜による出場の場合は、予選を経なくともよい

- 2 同一大会で長期間にわたって継続出場する場合は、1大会とみなす。
- 3 2大会が連続して同一国又は同一地域で開催される場合は、併せて1大会とみなす。
- 4 チーム単位で申請があったときは、200,000円を上限とし、第1項の表の金額にチームの登録人数を乗じた金額とすることができる。

(助成金交付限度額)

第6条 同一人に対する助成金の1の年度内における交付限度額を次のとおり設ける。

大会名	限度額(1人当たり)	備考
オリンピック大会	50,000円	チームの一員として出場した場合についても、個人として出場したものとみなし、計算する。
世界大会	60,000円	
国際大会	40,000円	
その他国際大会	20,000円	
国民体育大会及び全国大会	20,000円	

(添付書類)

第7条 戸田市補助金等交付規則の様式に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金等交付申請書

ア 大会要項

イ 大会要項に規定された選手名簿又は参加申込書の写し

ウ 大会参加者名簿。ただし、前号の選手名簿に住所又は学校、勤務先等が記載されている場合は、提出不要とする。

エ 予選大会の要項及び参加者名簿

(2) 補助金等実績報告書

ア 大会プログラム等

イ 大会出場者名簿(交付申請書に添付した名簿のうち、実際大会に参加した者に赤丸を付す。)

ウ 大会結果

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に申請のあった助成金から適用する。